資料１

平成２２年度事業計画及び予算（案）
【船員保険事業分】

Ⅰ．事業運営の基本方針

【基本的な考え方】

協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念（基本使命・基本コンセプト）に立脚した上で、**「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」**という基本的な考え方に立って事業運営に取り組む。

【平成 22 年度の事業運営の基本方針】

協会における安定的な船員保険事業運営基盤の早期確立を目指し、運営初年度である平成 21 年度との連続性にも配慮した上で、次の基本方針のもとに事業運営を行う。

（1）ニーズを踏まえた加入者本位のサービスの提供

船員保険の特性に応じた事業ニーズを十分に踏まえるとともに、利用者の視点に立ち、常にサービスの向上に努める。

○　船員労働の特性に応じた事業ニーズへの的確な対応

- 職務外の疾病給付、ＩＬＯ条約や船員保険法に基づく独自給付を迅速かつ確実に給付する。
- 無線医療助言事業や洋上救急事業等の船員に対する医療、巡回健診による保健事業、保養施設による保養事業などの保健・福祉事業を適切に実施する。
- 加入者のニーズや船員関係者のご意見を踏まえ、保健・福祉事業がより実効性のあるものとなるよう、常に、事業内容の見直し・改善に努める。

○　加入者の視点に立ったサービスの向上

- 加入者のご意見や要望等を適切に受け止め、業務やサービスの改善に反映させる。
- 事業運営の効率性を図る観点から、協会本部（船員保険部）での業務の集中的な執行・管理を行うことを基本とし、システム化による本部一

括処理による事務処理の迅速化に努める。併せて、全国各地の加入者に制度利用上のご不便が生じないよう、最大限の工夫を行う。

（２）透明かつ公正で効率的な事業運営

積極的な広報・情報開示を行うとともに、船員関係者のご意見を適切に反映し、信頼に応えられる事業運営に努めるとともに、ＰＤＣＡ（計画、実行、評価、改善）サイクルの適切な機能等を通じ、事業運営の効率化を図る。

○　積極的な広報と情報開示

・　ホームページ等を活用し、制度を正しくご理解、ご利用いただけるよう積極的な広報を行うとともに、事業運営に関する船員保険協議会などの場での議論を迅速に公表するなど積極的な情報開示に努める。

○　船員関係者の意見の適切な反映

・　船員保険協議会における十分な議論などを通じ、船員関係者のご意見が事業運営に適切に反映されるよう努める。

・　船員関係者のご意見の適切な反映を基本としつつ、協会の運営委員会での議論などを通じ、公正で幅広い信頼に応えられる事業運営に努める。

○　効率的な事業運営

・　協会内部においてガバナンス機能が適切に機能する組織運営に努めるとともに、船員保険協議会等の議論の事業運営への反映などを通じ、ＰＤＣＡサイクルを適切に機能させる。

（３）保険者としての健全な財政運営

保険者としての健全な財政運営に努める。

○　保険者としての健全な財政運営

・　疾病給付費や保険料収入の動向の的確な把握など、健全な財政運営の基盤となる基礎データの収集・分析に努める。

・　毎事業年度の事業計画・収支予算に基づく事業・予算の執行管理の適正を期するとともに、必要に応じた保険料率の見直しと積立金の適正な管理を通じ、保険者としての健全な財政運営に努める。

（４）安定的な事業運営基盤の早期の確立

安定的な事業運営基盤が早期に確立されるよう関係機関との円滑な連携体制の構築などに努める。

○　関係機関との連携

・　制度改正に伴い、制度ごとに手続きを行っていただく必要があることも踏まえ、加入者にご不便が生じないよう、労働基準監督署や日本年金機構等の関係機関との円滑な連携体制を構築する。

○　組織基盤の確立

・　非公務員型の組織としての協会の組織文化・風土に立脚し、船員保険部門においても、コミュニケーションやチームワークを重視する組織運営やスタッフへの積極的な研修などを通じ、組織基盤の確立に努める。

Ⅱ．重点事項

１．保険運営の企画・実施

（１）保険者としての総合的な取組みの推進

・　加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化のため、以下のような取組みを総合的に推進していくものとする。

○医療に関する情報提供
○保健事業の効果的な推進
○レセプト点検の効果的な推進　等

（２）新たな保険証への切替えの円滑・着実な実施

・　現在の保険証の有効期限が平成２２年８月末日とされていることから、平成２２年８月までの間に十分な周知を図り、新たな被保険者証への切替えを円滑かつ着実に実施する。

（３）情報提供・広報の充実

・　加入者や船舶所有者に対する情報提供や広報については、ホームページにより、加入者の視点からわかりやすい積極的な情報提供を適切に行う。

・　ホームページに「船員保険マンスリー（仮称）」を掲載し、加入者や船舶所有者等への積極的かつ定期的な情報提供を行う。

・　関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。

（４）健全かつ安定的な財政運営の確保

・　船員保険財政については、財政運営の状況を適切に把握・検証し、医療費の適正化、業務改革、経費の削減等のための取組みを強化するとともに、

加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、安定的な財政運営を確保する。

（５）準備金の安全確実かつ有利な管理・運用

・　船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な管理・運用を行う。また、運用状況については定期的に船員保険協議会において報告する。

２．船員保険給付等の円滑な実施

（１）保険給付費の適正かつ確実な支払い

・　職務外疾病部門、職務上特別給付部門、経過措置として協会が支給することとされた職務上年金などの保険給付を適正かつ確実に支払う。

（２） サービス向上のための取組

・　船員保険職務外給付については、サービススタンダード（申請の受付けから給付金の振込みまでの期間：１５営業日）の状況を適切に管理し、平成 22 年度下半期には 100%の達成率を目標に、着実に実施する。

・　加入者等のご意見や苦情等を迅速にサービスの改善に結びつける。

・　教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、加入者等に対する接遇の向上を図るなど、加入者等の満足度を高める。

・　申請書等の様式や記載要領等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進める。

（３） 各種申請等の受付体制等の整備

・　各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、都道府県支部及びコールセンター機能等を活用し、効果的かつ効率的にサービスを提供するとともに、関係機関との連携体制を確立する。

（４） レセプト点検の効果的な推進

・　平成 23 年 4 月からのレセプトの電子化に向け、システムにより点検できるレセプトの範囲や項目を大幅に拡充し、点検業務を充実強化する。

　また、点検効果向上に向けた改善、査定事例の共有化、研修の充実、点検員の勤務成績に応じた評価の導入等により、点検技術の底上げを図り、効果的なレセプト点検を推進する。

３．保健・福祉事業の着実な実施

（1）保健事業の効果的な推進

・　保健事業については、船員労働の特殊性を踏まえたサービスの向上を図るよう、外部委託事業者のノウハウを活用し、健診及び保健指導を中核として、保健事業の効果的な推進を図るものとする。

（2）特定健康診査及び特定保健指導の推進

・　特定健康診査及び特定保健指導については、外部委託事業者のノウハウを活用し、適切な広報を通じて、被扶養者への定着を進めるなど、健診受診率や保健指導の実施率の向上を図る。

・　被扶養者については、申込者に対し受診券（利用券）を交付し、地域の診療所等で健診が受診できるようにするなど、受診しやすい健診とする。

（3）福祉事業の着実な実施

・　無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療の援護を行うなど、船員労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施を図る。

・　船員の海上勤務の特殊性を踏まえて、疲労回復、静養、家族との団欒の場の提供を目的とした事業を通し、加入者等の福利厚生の向上を図る。

（4）保健・福祉事業のあり方の検討

・　被保険者及びその家族の健康の保持増進のために実施すべき事業、福祉の増進のために実施すべき事業を利用者のニーズに沿ったかたちで実施していくため、これまで実施してきた事業についてのデータ収集、調査・分析等を行うための検討作業チームを設置し、定期的にその検討内容を船員保険協議会に報告する。

４．組織運営及び業務改革、その他

組織運営及び業務改革等については、健康保険部門との連携及び情報共有を適切に図り、一体となって取り組むものとする。

（1）リスク管理

・　リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

（2）経費の削減等の推進

・　職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理等により、経費の

削減に努める。

・　調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

（3） コミュニケーションやチームワークを重視する組織運営

・　コミュニケーションやチームワークを大切にし、一人ひとりのスタッフが働きがいを持ち、意欲と能力を発揮できる組織文化・風土の早期確立に努める。

（4） スタッフに対する研修の積極的な実施

・　スタッフに対する研修の計画的・積極的な実施を通じ、組織としての専門性や業務・サービス水準の向上に努める。

（5） 適切な事業運営の実施

・　コンプライアンス（法令等規律遵守）及び個人情報保護の徹底や、内部監査及び外部監査などを通じ、適正な事業運営に努める。

（6）制度改正関係の記録の整理等

・　今般の船員保険制度の改正及び事業運営主体の変更を契機として、19 年度改正にかかる船員保険制度改正関係の記録の整理や船員保険関係者による座談会の開催、船員保険のシンボルマークの公募等の実施を検討する。

協会の運営に関する各種指標(22年度船員保険関係数値)について

【目標指標】

サービス関係指標		
サービススタンダードの遵守	船員保険職務外給付の受付から振込までの日数の目標（15営業日）の達成率	（22年度上半期から段階的に向上し、） 22年度下半期において100%
	船員保険職務外給付の受付から振込までの日数	平成22年3月時より減少
保険証の交付	資格情報の取得（年金事務所からの回送）から保険証送付までの平均日数	5日以内
疾病任意継続被保険者証の交付	資格取得申請の受付または勤務していた船舶所有者における資格喪失情報の取得（年金事務所からの回付）のいずれか遅い方から被保険者証送付までの平均日数	5日以内
お客様満足度	申請・手続き方法に対する満足度	調査項目について整理し、満足度調査の実施について22年度に検討
	職員の応接態度に対する満足度	
	電話連絡・電話照会目的の達成度	
	サービス全体としての満足度	
保健事業関係指標		
特定健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者45.0%、被扶養者52.6%
船舶所有者健診の実施	船舶所有者健診のデータの取込率	20%
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者32.4%、被扶養者32.4%
医療費適正化関係指標		
レセプト点検効果額	被保険者1人当たり資格点検効果額	平成21年度を上回る
	被保険者1人当たり内容点検効果額	平成21年度を上回る
	被保険者1人当たり外傷点検効果額	平成21年度を上回る

【検証指標】

事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数とその内容
業務の効率化・経費の削減	・船員保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数 ・随意契約の割合（件数）、内訳 ・コピー用紙等の消耗品の使用状況 ※上記のほか、船員保険部・支部毎の管理・業務コストの試算を検討

(注)
　検証指標については、目標の設定が馴染まない又は具体的な数値目標の設定が困難であるが、運営状況を数値により検証、確認することが必要と考えられる指標をまとめたものであり、運営状況を踏まえて、今後、適宜、追加予定

Ⅲ．事業体系

事項		内容
保険運営の企画・実施	船員保険協議会の運営	○船員保険協議会の運営を行う。
	保険料率の設定	○必要に応じて、一般保険料率（疾病保険料率・災害保健福祉保険料率）及び介護保険料率の見直しを行う。
	財政運営	○船員保険の財政運営を行う。
	運営の企画	○加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化や業務改革、サービス向上等に関する企画を行い、保険者としての取組みの統合的な推進を図る。
	統計	○船員保険事業に関する統計を作成する。
	広報・情報発信等	○広報、関係方面への情報発信や情報提供を行う。
船員保険給付等	保険証の交付	○保険証の交付を行う（平成 ２２年８月末までに、順次新たな保険証への切替えを行う）。 ・被保険者数：63 千人、被扶養者数：83 千人
	保険給付	○船員保険の給付を行う。 【職務外疾病給付】 ・現物給付（保険医療機関等に対しては社会保険診療報酬支払基金を通じて医療費の支払いを行う。審査支払手数料は 114 円 20 銭（うち電子媒体請求促進分は 108 円 20 銭、オンライン請求促進分は 104 円）） ・現金給付（傷病手当金、高額療養費、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、療養費　等） 【独自給付】 ・休業手当金、下船後の療養補償、職務上年金（上乗せ給付）、行方不明手当金　等
	レセプトの点検	○レセプトの資格点検・内容点検・外傷点検を行う。 ・レセプト件数：1,388 千件（年間） ・レセプトオンライン化に対応
	疾病任意継続被保険者業務	○疾病任意継続被保険者の資格の登録、保険料の収納等を行う。 ・疾病任意継続被保険者：3 千人
	相談等	○支部の窓口やコールセンター機能を活用し、各種申請等の受付や相談等を行う。
	情報提供	○医療費通知（医療費に関する情報提供）等を行う。

保健・福祉事業	健診	○外部委託事業者への委託により健診事業を実施する。 ・被保険者（35 歳以上の者）については、生活習慣病予防健診を行い、その費用の一部を負担する。 ・被扶養者（40 歳以上 74 歳まで）については、特定健康診査を行い、その費用の一部を負担する。 ・被保険者に対し、胃部・胸部レントゲン検査、乳がん・子宮がん検査、肝炎ウィルス検査を実施する。 【目標】・特定健康診査実施率：被保険者 45.0％、被扶養者 52.6％ （船員健康証明からの情報提供：被保険者 20％）
	保健指導	○外部委託事業者への委託により特定保健指導を実施する。 ・健診結果に基づき保健指導（情報提供、動機づけ支援、積極的支援、その他支援）を実施する。 【目標】・特定保健指導実施率：被保険者 32.4％、被扶養者 32.4％
	無線医療相談事業等	○無線医療助言事業や洋上救急事業等を行う。
	特別支給金等の支給	○特別支給金、就学等援護費の支給を行う。
	高額療養費等の貸付	○高額療養費や出産費用の貸付けを行う。
	保養事業	○保養施設による保養事業などを行う。
その他	保険料に係る広報等	○保険料の納付に関する広報や勧奨を行う。

Ⅳ．予算

１．予算総則

平成 22 事業年度における全国健康保険協会の予算総則は次の通りとする。

（１） 収入支出予算

全国健康保険協会の平成 22 事業年度の収入及び支出は「収入支出予算」に掲げるとおりとする。

（２） 債務負担行為

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第８条の規定により債務を負担する行為をすることができるものは、次のとおりとする。

事　項	限度額（百万円）	年　限	理　由
システム経費	751	平成 22 年度以降４か年度以内	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため
賃貸借経費	653	平成 22 年度以降５か年度以内	複数年度にわたる賃貸借契約を締結する必要があるため
事務機器等リース経費	123	平成 22 年度以降５か年度以内	複数年度にわたるリース契約を締結する必要があるため
業務委託経費	4,997	平成 22 年度以降３か年度以内	複数年度にわたる業務委託契約を締結する必要があるため
保険契約に係る経費	18	平成 22 年度以降３か年度以内	複数年度にわたる保険契約を締結する必要があるため

（３） 流用等の制限

省令第９条で指定する経費は、業務経費及び一般管理費とする。

なお、健康保険勘定と船員保険勘定間における流用は行うことができないものとする。

（４） 繰越制限

省令第 10 条で指定する経費は、人件費及び福利厚生費とする。

平成22年度全国健康保険協会予算（船員保険勘定：H22.4.1～H23.3.31）（予算案）

（単位：百万円）

区　　別	22’予算案
収入	
保険料等交付金	35,552
疾病任意継続被保険者保険料	1,531
国庫補助金	2,942
国庫負担金	284
職務上年金給付費等交付金	7,799
貸付返済金収入	1
運用収入	4
寄付金	0
雑収入	95
準備金戻入	466
計	48,672
支出	
保険給付費	28,899
拠出金等	11,126
前期高齢者納付金	4,631
後期高齢者支援金	5,500
老人保健拠出金	16
退職者給付拠出金	978
病床転換支援金	1
介護納付金	3,230
業務経費	2,921
保険給付等業務経費	171
レセプト業務経費	33
保健事業経費	520
福祉事業経費	2,185
その他業務経費	13
一般管理費	1,120
人件費	383
福利厚生費	4
一般事務経費	733
貸付金	1
雑支出	46
予備費	310
準備金繰入	1,018
翌年度繰越	0
計	48,672

（注１）予備費は保険給付費等の１％を計上